

瀬谷区制50周年記念事業
ご協賛のお願い



思い出も 未来も共に
この瀬谷で

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会

1 趣旨

平成31年（2019年）に瀬谷区は区制50周年を迎えます。昭和44年（1969年）10月に戸塚区から分区し、瀬谷区が誕生して以来、地域と行政が一体となって、暮らしやすいまちづくりが進められてきました。

瀬谷区は、水と緑が豊富で自然豊かな区であるとともに、温かな地域のコミュニティに支えられ、発展を遂げてきました。平成27年には、上瀬谷通信施設が日本に返還され、今後、瀬谷区はさらに大きく変わり発展していくことと思います。

こうした「まちづくり」を行ってきた先人達の英知と努力に深い敬意を表すとともに、これからの瀬谷区について、区制50周年を機にしっかりと考えていきたいと思えます。子どもから大人まであらゆる区民が参加し、50周年をお祝いしながら、瀬谷区の魅力を再認識するとともに、未来に向けて、新たな魅力づくりを行ってまいりたいと考えております。

現在、区制50周年という記念すべき節目の年を区民のみなさまとお祝いするため、地域・関係団体・学校・事業者・行政などの幅広いみなさまによって構成された「瀬谷区制50周年記念事業実行委員会」を設立し、活動をしております。

区制50周年をみなさまと一緒に祝いし、お楽しみいただけるよう、意義ある記念事業を実施していくにあたり、協賛金のご協力をお願いできればと思えます。

つきましては、この趣旨にご賛同いただき、みなさまからの多大なる御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年10月吉日

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会
委員長 網代 宗四郎



瀬谷区長 森 秀毅



2 瀬谷区制50周年記念事業の概要

1 主催

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会

委員長：網代 宗四郎（瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会会長）

2 50周年記念事業実施の基本的な考え方

- (1) 地域、行政及び企業等が実施する既存の事業やイベントを基に、50周年の冠をつけて実施する。
- (2) 「記念事業のテーマ」を基に、新たな事業を実施する。
- (3) 12 地区を単位とした象徴的な事業を 50 周年記念事業として位置づけ、実施する。

3 記念事業のテーマ

みんなが「つながる」

子どもから大人まであらゆる区民が参加し、つながる瀬谷区

みんなに「つたわる」

これまでの50年の歩みをつたえ、つたわる温かな瀬谷区

あしたに「つなげる」

あしたに向けて魅力をつなげる瀬谷区

4 キャッチフレーズ

「思い出も 未来も共に この瀬谷で」

5 記念事業の内容（検討中）

- | | |
|------------|--|
| (1) 主催事業 | ①記念式典（2019年10月5日）
②記念誌の発行
③記念イベント など |
| (2) 区民提案事業 | ①共催事業
②後援事業
③冠事業 |
| (3) 広報・PR | ①HPの開設
②PRグッズの作成 |

3 ご協賛の募集

1 趣旨

瀬谷区制50周年を区民のみなさまとお祝いするため、記念事業にご賛同を頂ける区民のみなさまから協賛金を募集し、区民のみなさまに楽しんでいただく意義ある50周年記念事業に使わせていただきます。

2 募集期間

2018年10月1日～2019年8月末日まで

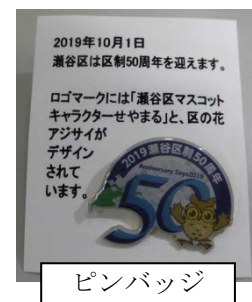
3 協賛金額

(個人) 1口1,000円

(企業、団体) 1口5,000円

※何口でも構いません。

※本協賛金は、「所得税の寄附金控除」及び「ふるさと納税」の対象にはなりません。



4 特典等

- (1) ご協賛いただいた方（ご希望の方のみ）に、区制50周年記念オリジナル・ピンバッジ（上図）（1口1個）を贈呈します。ただし、原則10個までとさせていただきます。（個人、企業団体問わず）
- (2) 企業、団体の方には、ご協賛企業等であることを示す、グッズをお渡しします。
- (3) ご希望の方に、協賛金額に応じて、HPや記念式典の次第などに協賛者名を掲載します。（個人、企業・団体問わず）

5 協賛のお申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、実行委員会事務局（瀬谷区総務課）までご提出ください。（別添参照）

ご提出は、電子メール、FAX、郵送のいずれも可能です。

6 協賛金の納付方法

上記5の申込書をご提出後、1週間以内に次の振込先にご入金をお願いします。（振込手数料はご負担願います。）

また、直接現金で納付いただくこともできます。その際は、実行委員会事務局（瀬谷区役所総務課）へお持ちください。

※ 受付時間：平日（土・日・祝日を除く）午前8時45分から午後5時まで

銀行名	横浜銀行 三ツ境支店
口座種類、番号	普通 6126193
名義人	セヤケレ50シユウネキネンジギョウジツクウインカイジムキョクチョウ ムラカミケンサク 瀬谷区制50周年記念事業実行委員会 事務局長 村上 謙介

※銀行窓口で払込みを行う場合には、御本人及び法人について確認される場合があります。

4 ご協賛についての注意事項

- (1) 申込者又は掲載内容が以下のいずれかに該当する場合には、瀬谷区制50周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）の判断により申込みをお断り又は取り消すことがあります。
 - ア 瀬谷区制50周年記念事業の品位を損なう恐れのあるもの
 - イ 政治活動又は宗教活動を行う恐れのあるもの
 - ウ 公序良俗に反する恐れのあるもの
 - エ 社会的信用を失墜するような行為のあったもの又は恐れのあるもの
 - オ 申込内容を偽り、または誤りを知りながら申込みをするもの
 - カ その他実行委員会が適当ではないと判断するもの

- (2) 申込者による協賛金申込みの取消しは、原則として認められません。ただし、やむを得ず取消し等を行う場合には、その理由を明記した文書を委員会に提出してください。委員会で取消しが承認されましたら御連絡いたします。なお、一旦入金された協賛金の返却には応じられません。

- (3) 委員会は、天災等、委員会の自らの責によらないやむを得ない事由により、事業を変更及び中止をすることがあります。委員会は、これによって生じた損害を補償しません。また、天災等、委員会の自らの責によらないやむを得ない事由により、事業が変更・中止された場合、委員会は、既に入金されていた協賛金の返却はいたしません。なお、申込者による協賛金の申込みは、事業の変更・中止を理由に取消しすることは出来ません。

- (4) 委員会は、厳正な協賛金の管理運営を行いますが、万が一発生した盗難、損傷、火災、天災、不可抗力などにより協賛金の損害が発生した場合、その責を負いません。

- (5) 委員会は、瀬谷区制50周年記念事業ホームページ等での紹介内容等が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、速やかに第三者との紛議の解決を促し、協賛金制度の円滑な進行を図るよう努めるものとします。ただし、委員会側は発生した損害について、一切の補償の責任を負いません。

- (6) 申込内容に関する個人情報、適切に管理するとともに本事業以外に使用することはありません。

- (7) 本注意事項に定めのない事項が生じた場合、委員会はその対策を決定することができるものとします。

5 瀬谷区制記念事業実行委員会名簿

団体名	(敬称略)			団体名	(敬称略)	
	氏名	役職	幹事会		氏名	役職
瀬谷第二地区連合自治会	網代 宗四郎	委員長	○	ガールスカウト代表	野本 千恵子	
瀬谷フェスティバル実行委員会				(公社)保土ヶ谷法人会 瀬谷支部連合会	遠藤 昇	
区民施設協会・せや				(一社)保土ヶ谷青色申告会	平井 武男	
三ツ境連合自治会	諸橋 政治	副委員長	○	瀬谷歯科医師会	丸山 泰治	
瀬谷区防犯協会				瀬谷区薬剤師会	松宮 敦	
瀬谷北部町内連合会	奥津 敏雄	副委員長	○	瀬谷保護司会	相原 明	
瀬谷区社会福祉協議会	福田 愛一郎	会計	○	瀬谷区更生保護女性会	石川 伸子	
瀬谷区商店街連合会	伊藤 吉治	監事	○	主任児童委員代表	森谷 薫	
瀬谷区シニアクラブ連合会	笹生 登	監事	○	瀬谷区保健活動推進委員会	岸本 嘉章	
南瀬谷自治連合会	澁谷 悦旦		○	瀬谷区食生活等改善推進委員会	青木 広美	
瀬谷区体育協会				瀬谷区獣医師会	西原 勇人	
瀬谷区青少年指導員連絡協議会	高橋 三雄		○	瀬谷区食品衛生協会	近藤 裕行	
瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会	土居 義彦		○	瀬谷区生活衛生協議会	白川 敏雄	
瀬谷区文化協会	小川 肇		○	瀬谷区障害者団体連絡協議会	水田 哲也	
瀬谷区医師会	川口 浩人		○	瀬谷区PTA連絡協議会	成毛 順一	
瀬谷区民生委員児童委員協議会	清水 靖枝		○	横浜市幼稚園協会瀬谷支部	水越 美果	
瀬谷区障害者地域自立支援協議会	澤田 高綱		○	瀬谷高等学校	石渡 江里子	
瀬谷区小学校長会	菊地 信明		○	瀬谷西高等学校	赤井 英明	
瀬谷区中学校長会	立川 基夫		○	横浜隼人中学・高等学校	吉野 純三	
阿久和北部連合自治会	高岩 敏和			特別支援学校・養護学校	大森 富美雄	
阿久和南部連合自治会	北井 義			瀬谷スポーツセンター	中邨 啓二	
瀬谷第一地区連合町内会	中嶋 幸江			瀬谷区内地域ケアプラザ	仁平 不二雄	
本郷地区連合自治会	上田 三郎			瀬谷区地域子育て支援拠点「にこてらす」	立原 久美子	
細谷戸連合町内会	大坪 陸男			横浜建設業協会瀬谷区会	武田 和親	
瀬谷第四地区連合自治会	大柴 正清			横浜農業協同組合	安西 錠司	
宮沢連合自治会	宮本 千秋			相鉄ホールディングス株式会社	山城 英哲	
相沢町内連合会	木村 一夫			相模鉄道株式会社	丹家 清一	
瀬谷火災予防協会	川口 恭正			相鉄バス株式会社	福田 有ニ	
瀬谷消防団	鈴木 政興			神奈川中央交通株式会社	木村 秀昭	
瀬谷区子ども会育成連絡協議会	飯野 美智子			三ツ境交通有限会社	石川 治	
瀬谷区消費生活推進員の会	岡本 公純			瀬谷交通有限会社	益田 裕隆	
瀬谷区環境事業推進委員連絡協議会	日永 秀喜			株式会社ジェイコムイーストかながわセントラル局	阿部 将也	
瀬谷交通安全協会	渋川 正継			タウンニュース瀬谷区編集室	澤口 厚	
横浜西部工業会 瀬谷支部	井上 博海			横浜市会議員	花上 喜代志	顧問
横浜瀬谷ロータリークラブ	長谷川 成人			横浜市会議員	川口 広	顧問
横浜瀬谷ライオンズクラブ	小林 信宏			横浜市会議員	加納 重雄	顧問
ボーイスカウト代表	佐藤 忠行			神奈川県議会議員	田村 雄介	顧問

6 申込書（ダウンロード・提出先）・問合せ先

【申込書】

- ・ 申込書（word形式：50KB）
- ・ ダウンロード先（瀬谷区役所ホームページ内）

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/seya/anniversary/hojojigyo.html>

・ 提出先

宛先：瀬谷区制50周年記念事業実行委員会 事務局

- ・ 郵送：〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190
瀬谷区役所 総務課

- ・ FAX：366-9657

- ・ e-mail：se-50shunen@city.yokohama.jp

【問合せ先】

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会 事務局

瀬谷区役所 総務課（3階39番窓口） TEL:367-5611